

京都市告示第412号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改める。

平成24年2月20日

京都市長 門川 大作

第13条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、アーケードを撤去する占有者が設ける場合で、特にやむを得ないと認められるときはこの限りでない。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)